

川棚町自立支援・重度化防止評価分析業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

介護給付適正化の観点から、介護給付の状況、介護認定者の状況、介護事業所の状況等を調査・分析することにより、介護認定者の重度化予防及び介護給付費の適正化、さらには総合事業の事業量や実施基準等の効果的かつ適切な設定を図ることを目的とする、企画提案を募集し、当該業務の受託実施者を選定するために、公募型プロポーザルを実施するものである。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名 川棚町自立支援・重度化防止評価分析業務
  - (2) 発注者 川棚町
  - (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
  - (4) 業務内容 別紙「川棚町自立支援・重度化防止評価分析業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。
  - (5) 契約上限額 総額 1,622,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- ※提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含む。

## 3 受託者の選定及び契約に関する事項

- (1) 選定方式 「公募型プロポーザル」
- (2) 選定方法  
本プロポーザルでは、提出された企画提案書等に基づき、書類審査を行い、評価点が同点数の場合のみヒアリングを行い、その内容を精査・評価のうえ、契約締結候補者(以下「候補者」という。)を選定する。
- (3) 契約方法  
ア 契約の締結は、候補者と本町との間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第2項及び川棚町財務規則(昭和40年規則第15号)第82条第2号に基づき随意契約を締結することを原則とする。  
イ 候補者と契約に至らなかった場合は、第2位候補者と協議を行う。
- (4) 費用の分担  
受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額にすべて含まれるものとし、本町は契約金額以外の費用を負担しない。

## 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるのは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 川棚町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱(平成 24 年 2 月 1 日要綱第 3 号)第2条に規定する暴力団、暴力団員に該当しないこと。
- (4) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を十分有していること。
- (5) 本業務の実施にあたり、本町との連絡調整、打合せ等に適切に対処できると。
- (6) 自立支援・重度化防止評価分析業務の実績を有すること。
- (7) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

## 5 日程

| No | 内 容                           | 日 程                        |
|----|-------------------------------|----------------------------|
| 1  | プロポーザル公告                      | 令和5年12月12日(月)              |
| 2  | 質問書の受付期間及び<br>参加申込書提出期限       | 令和5年12月15日(金)              |
| 3  | 質問に対する回答                      | 随時                         |
| 4  | 企画提案書等の受付期間                   | 令和5年12月28日(金)<br>午後5時00分まで |
| 5  | 書類審査                          | 令和6年1月5日(金) 予定             |
| 6  | 審査結果の通知                       | 令和6年1月9日(火) 予定             |
| 7  | ヒアリング<br>※書類審査で同点数の場合のみ<br>実施 | 令和6年1月上旬予定                 |
| 8  | 委託契約締結                        | 令和6年1月中旬予定                 |

## 6 配付書類

### (1) 配付書類

- ア 川棚町自立支援・重度化防止評価分析業務に係る公募型プロポーザル実施要領
- イ 川棚町自立支援・重度化防止評価分析業務仕様書

## 7 参加申込

- (1) 受付期間 令和5年12月12日(月)から12月15日(金)午後5時00分まで

## (2) 提出書類

- ①参加申込書【様式1】
- ②会社概要【様式2】
- ③業務実績調書【様式3】

## 8 質問及び回答

- (1) 受付期間 令和5年12月12日(月)から12月15日(金)午後5時00分まで
- (2) 提出書類 質問書【様式4】
- (3) 提出方法  
質問内容を簡潔にまとめ、FAX又は電子メールにより提出すること。  
メール送信後、確認のため提出先に電話連絡すること。
- (4) 質問に対する回答 随時、質問者に対し回答する。
- (5) 提出先 「13 書類提出先・問合せ先」のとおり。

## 9 企画提案書等の提出

- (1) 受付期間 令和5年12月22日(月)から12月28日(木)午後5時00分まで
- (2) 提出書類  
次のアからカの書類について、正本各1部、副本各3部を提出すること。
  - ア 企画提案書【様式5】及び添付書類
  - イ 見積書(任意様式)
  - ウ その他本町が必要と認める書類(該当ある場合に別途指示する。)
- (3) 提出方法 郵送又は持参とする。
  - ※郵送の場合は、提出期限までに届くように発送すること。
  - ※持参の場合は、受付期間中の土日祝日を除き午前8時30分から午後5時00分までの間に受け付ける。
- (4) 提出先 「13 書類提出先・問合せ先」のとおり。
- (5) 企画提案書等作成に関する留意事項
  - ア 次表に掲げる事項に留意のうえ、企画提案書等書類を作成し提出すること。  
なお、書類サイズはA4判縦長(A4判横長可)を基本として、A3判を使用する場合は、横長3つ折りとすること。
  - イ 企画提案書提出の際は、各書類をファイリングして見出し(インデックス)を付けること。

## 10 審査

- (1) 書類審査
  - ア 審査の概要

提出された企画提案書等の内容評価審査を行い、評価点が最も高い者を受託業者とする。なお、書類審査の配点は提案内容の偏りを防ぐため非公表とする。

| 審査項目    | 審査基準  | 配点  |
|---------|---|-----|
| 1 取組方針  | ・本町の現状や課題は把握されているか。<br>・業務の取組方針は明確に示されているか。   | 10  |
| 2 有効性   | ・介護度悪化率の改善につながる内容となっているか。<br>・事業所にとって取組やすい内容となっているか。<br>・効果を測定する上で、適切な成果指標が設定されているか。<br>・取組内容が高い成果を生み出す理由や根拠となるデータが示されているか。 | 35  |
| 3 実現可能性 | ・責任者の配置、従事するスタッフ数など実施体制は十分か。<br>・現実的なスケジュールとなっているか。   | 25  |
| 4 先進性   | ・他地域での成功事例など、新たな取組が含まれているか。   | 5   |
| 5 業務実績  | ・自立支援・重度化防止評価分析業務実績が十分あるか。  | 10  |
| 6 見積額   | ・見積額、積算内訳の妥当性   | 15  |
| 合 計     |   | 100 |

#### イ 審査結果

- ① 審査結果は、審査終了後に参加者全員に書面で通知する。
- ② 審査結果に関する異議申立ては受け付けない。

#### (2) ヒアリング

- ※書類審査で同点数の場合のみ実施する。
- ※詳細は該当者のみに対し別途通知する。

#### ア 日時・場所

- ① 日時 令和6年1月上旬予定
- ② 場所 川棚町役場内

#### イ 審査の概要

- ① 企画提案書等に基づくヒアリングを行う。1者あたりの時間は20分程度とする。
- ② 出席者は、パソコン等操作員を含めて3名以内(参加者及びその協力者に限る。)とし、主たる説明者は原則として管理責任者とする。
- ③ 説明には、提出された企画提案書等の記載内容のみを使用し、追加資料

の配付は不可とする。ただし、説明用にパワーポイント等のプレゼンテーション用ソフトや、フリップボード、パネル等の使用は可とする。

- ④ プレゼンテーション用ソフトを使用する場合は、実施日の前日までに社会教育係に連絡すること。なお、スクリーン及び接続ケーブルは社会教育係で用意するが、その他必要な機材は参加者が持参し、機材の操作を行うこと。
- ⑤ 公平性確保のため、参加者は他の参加者のヒアリングを傍聴することはできない。

## 11 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法や提出期限を遵守しない場合
- (2) 提出書類の内容に虚偽の記載が認められた場合
- (3) 契約上限額を超える金額で見積書を提出した場合
- (4) 本要領に定める手続き以外の方法により、本町関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (5) 他の参加者の協力者(協力会社)であった場合
- (6) 審査時に新たな資料の追加配付や提示等を行った場合
- (7) その他公平な審査を妨害する行為があったと認められた場合

## 12 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類一式は、結果に関わらず返却しないものとする。
- (3) 企画提案書等の受付期間終了後の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (4) 採択された企画提案書等の著作権は、本町に帰属する。
- (5) 業務の実施に関しては、本町と協議のうえ行うこととする。

## 13 書類提出先・問合せ先

〒859-3692 長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1518-1  
川棚町役場 介護保険係 担当:後田  
電話:0956-59-5883(直通) FAX:0956-82-3134  
E-Mail:kaigo@town.kawatana.lg.jp